

「小さな拠点づくり」推進総合事業実施要綱

制 定：平成31年4月24日付けしま暮第24号

(目的)

第1条 県は、中山間地域において今後も安心して住み続けることができるよう公民館エリア（以下「地区」という。）を基本として住民同士の話し合いを通じた地域運営（「生活機能」、「生活交通」、「地域産業」）の仕組みづくり（以下「小さな拠点づくり」という。）を推進し、地域課題の解決に取り組む市町村に対して支援を行うため、「小さな拠点づくり」推進総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に規定する中山間地域をいう。
- (2) 各種団体等 地域コミュニティ組織、特定非営利活動法人、社会福祉法人、農業協同組合、漁業協同組合、株式会社等の団体及び2以上の個人又は法人で構成される法人格のない共同体、協議会、グループ等の任意団体をいう。
- (3) 複合的な課題の解決 異なる種別・分野の取組の連携による効率的、効果的な事業の実施によって課題の解決を図るものをいう。

(事業の内容等)

第3条 総合事業においては、次に定める支援を行うものとし、それぞれ支援の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）を行う市町村に対して補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）、この要綱及び別に定めるところにより予算の範囲内で交付金を交付する。

- (1) 人材配置支援
 - ア 専任スタッフ配置支援事業 市町村が「小さな拠点づくり」を推進するために専任スタッフを配置し、人員体制を強化する事業に対する支援
 - イ 「要」の人材配置支援事業 市町村が地区単位での「小さな拠点づくり」に向けた話し合い、課題解決の取組をコーディネートする人材等を配置する事業に対する支援
- (2) 地域活動支援
 - ア 計画策定等の取組支援事業 市町村が「小さな拠点づくり」に向けた地区住民による自主的かつ主体的な地域の課題解決のための取組等を推進するために、当該地区に補助金等を交付する事業に対する支援
 - イ 実践活動等支援事業 市町村が各種団体等と連携して実施する「小さな拠点づくり」を推進するための取組で、地区における活動等の実践により複合的な課題の解決を図るための事業に対する支援

(3) 拠点整備支援

拠点整備支援事業 市町村が「小さな拠点づくり」を推進するために地域の課題解決のための取組の拠点となる施設等を整備する事業に対する支援

- 2 支援対象事業の要件、交付金による支援対象とする経費その他の支援に係る細目については、別表のとおりとするほか、別に定める。
- 3 支援対象事業は、国、県その他の団体から補助金等の交付を受けない事業とし、また、「小さな拠点づくり」の推進に効果があると認められるものでなければならないものとする。

(事業計画書の提出)

第4条 前条に規定する支援を受けようとする市町村は、別に定めるところにより、支援対象事業に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）を知事に提出するものとする。

(事業の認定)

第5条 知事は、前条の規定により事業計画書の提出のあった支援対象事業について、提出した市町村と協議の上で認定し、その結果を当該市町村へ通知するものとする。

(事業の変更等)

第6条 前条の規定により認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、認定を受けた支援対象事業（以下「認定支援対象事業」という。）について第3条第1項第1号ア及びイ、同項第2号ア及びイ並びに同項第3号に定める事業の種別ごとに次のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、変更認定申請書を提出し、知事による変更の認定（以下「変更認定」という。）を受けものとする。

- (1) 認定支援対象事業に要する経費又は経費の区分の配分の変更をするとき。ただし、事業費の2割未満の減の場合を除く。
 - (2) 認定支援対象事業の目的の達成に影響を与える変更をするとき。
 - (3) 認定支援対象事業を中止し、又は廃止するとき。
 - (4) その他認定支援対象事業について重要な変更をするとき。
- 2 前項の変更認定の手続については、前条の規定を準用する。

(実績報告等)

第7条 認定市町村は、認定支援対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は第5条の規定による認定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日まで、別に定めるところにより実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 認定市町村は、第3条第1項第2号イに定める実践活動等支援事業及び同項第3号に定める拠点整備支援事業について、次のとおり報告しなければならない。
 - (1) 知事が指示したときは、別に定めるところにより、支援対象事業の実施状況を報告しなければならない。
 - (2) 拠点整備支援事業にあつては、第5条の規定による認定を受けた日の属する年度の翌年

度から5年間、各年度の末日までに、認定支援対象事業によって整備された施設等を活用して「小さな拠点づくり」を推進するために実施した地域課題解決のための取組について、別に定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(事業の期間)

第8条 認定支援対象事業の実施期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、第3条第1項第1号イに定める「要」の人材配置支援事業及び同項第2号アに定める計画策定等の取組支援事業にあつては平成31年度を始期として原則として3年間を限度とし、同号イに定める実践活動等支援事業にあつては平成31年度を始期として原則として2年間を限度とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 従前の中山間地域自立促進特別事業実施要綱（平成24年4月1日付けしま暮第1号）の規定に基づき、同要綱に規定する「要」の人材配置支援事業又は地域活動支援事業に係る認定を受け、かつ、当該事業の期間が平成31年度以後にわたる事業については、同年度以後行う事業について、第3条第1項第1号イに定める「要」の人材配置支援事業又は同項第2号アに定める計画策定等の取組支援事業として第4条の規定により事業計画書を提出し、第5条の規定による認定を受けることができる。ただし、この場合の認定支援対象事業の実施期間は、第8条に規定する期間から平成30年度以前の事業の期間を控除した期間とする。